

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に準じて、福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業（以下、「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に準じて、特定事業選定の客観的評価の結果を公表する。

2019 年（令和元年）9 月 24 日

福山市長 枝廣 直幹

## 福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業 特定事業の選定

### 1 事業の概要

#### 1-1 事業名

福山市次期ごみ処理施設整備・運営事業

#### 1-2 対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設（焼却施設・粗大ごみ処理施設）
焼却施設	1) 施設規模 : 600t/24h (200t/24h×3 炉) 2) 処理方式 : ストーカ式焼却方式 3) 処理対象物 : 燃やせるごみ, 粗大ごみ処理施設の破砕物, 可燃性粗大ごみの破砕物, 資源化施設の可燃残渣, 助燃剤等 (脱水し渣・脱水汚泥・スカム等), 小動物の死がい及び災害廃棄物
粗大ごみ処理施設・ストックヤード	1) 施設規模 : 16t/5h (蛍光灯, 使用済乾電池及びライター類は含まない。) 2) 処理方式 燃やせる粗大ごみ : 破砕 (破砕物は, 焼却施設で処理) 蛍光灯, 使用済乾電池及びライター類 : 破袋 (破袋物は, 保管又は場内処理) 3) 処理対象物 : 燃やせる粗大ごみ, 蛍光灯, 使用済乾電池及びライター類
関連施設	管理棟, 計量棟, 洗車場 等

#### 1-3 公共施設等の管理者

福山市長 枝廣 直幹

#### 1-4 事業予定地

広島県福山市箕沖町地内

## 1-5 事業目的

本事業は、市、府中市及び神石高原町において排出される燃やせるごみ等及び災害廃棄物の焼却処理を行う焼却施設並びに市において排出される燃やせる粗大ごみ、蛍光灯、使用済乾電池及びライター類の処理を行う粗大ごみ処理施設の設計・施工・運営を行うものである。本施設は、2024年（令和6年）8月に供用が開始され、約20年間にわたって運営が行われることを予定している。

DBO方式（Design:設計、Build:施工、Operate:運営）により本施設を整備し、同施設の完成後、約20年間にわたって運営することで、本施設の有効かつ効率的な整備と長期間にわたる良好な運営を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

## 1-6 特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、次に掲げるものとし、各業務の詳細については、入札公告時に示す。

- 1) 本施設の設計・施工業務
- 2) 本施設の運営業務
  - ①受入管理業務
  - ②運転管理業務
  - ③維持管理業務
  - ④環境管理業務
  - ⑤情報管理業務
  - ⑥関連業務
- 3) 残渣運搬業務
- 4) 残渣資源化業務

## 1-7 事業手法

本事業はDBO方式で実施する。本施設の整備については、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用する。

民間事業者は、単独又は共同企業体を設立し、本施設の設計・施工（以下「設計・施工業務」という。）を行う。

また、民間事業者は、特別目的会社を設立し、約20年間にわたって、本施設の運転・維持管理・点検・補修等の業務（以下「運営業務」という。）を行う。

さらに、残渣運搬事業者及び残渣資源化事業者は、約20年間にわたって、それぞれ残渣の運搬及び資源化を行う。

## 1-8 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

1) 本施設の設計・施工期間

特定事業契約締結から 2024 年（令和 6 年）7 月 31 日

2) 本施設の運営期間

2024 年（令和 6 年）8 月 1 日から 2044 年（令和 26 年）3 月 31 日

3) 残渣の運搬期間

2024 年（令和 6 年）8 月 1 日から 2044 年（令和 26 年）3 月 31 日

4) 残渣の資源化期間

2024 年（令和 6 年）8 月 1 日から 2044 年（令和 26 年）3 月 31 日

## 2 市が直接事業を実施する場合と DBO 方式で実施する場合の評価

実施方針に基づき、市の財政負担に係る定量的評価及び民間事業者へ移転されるリスク並びにごみ処理の安定性や効率性等に係る定性的評価を行い、VFM（Value For Money）の検討による総合的な評価を行うこととした。

### 2-1 定量的評価

定量的評価では、公設公営方式と DBO 方式で実施する場合のコストの比較を行った。比較に当たり、提供されるごみ処理の安定性や効率性等は同一とした。

#### 2-1-1 前提条件

比較における主な前提条件は、次のとおり設定した。

費目等		公設公営方式	DBO 方式
事業期間		<ul style="list-style-type: none"> <li>本施設の設計・施工業務期間 : 3年10ヵ月 (特定事業契約締結日～2024年(令和6年)7月31日)</li> <li>運営業務期間 : 19年8ヵ月 (2024年(令和6年)8月1日～2044年(令和26年)3月31日)</li> </ul>	
施設規模		焼却施設 : 600t/24h (200t/24h×3 炉) 粗大ごみ処理施設: 16t/5h (保管品目は含まない)	
施設整備費		DBO 方式の費用及び PFI 可能性調査の整理結果を参考に算定	参考見積データを参考に、必要な補正等を行ったうえで算定
運営費	人件費	DBO 方式の費用及び PFI 可能性調査の整理結果を参考に算定	参考見積データを参考に、必要な補正等を行ったうえで算定
	用役費	DBO 方式の費用及び PFI 可能性調査の整理結果を参考に算定	参考見積データを参考に、必要な補正等を行ったうえで算定
	維持補修費	DBO 方式の費用及び PFI 可能性調査の整理結果を参考に算定	参考見積データを参考に、必要な補正等を行ったうえで算定
	その他費用	DBO 方式の費用及び PFI 可能性調査の整理結果を参考に算定	参考見積データを参考に、必要な補正等を行ったうえで算定

## 2-1-2 評価結果

2-1-1 の前提条件をふまえ、公設公営方式と DBO 方式で実施する場合の事業期間を通じてのコストを比較したところ、DBO 方式では 2.5% の財政負担を縮減することが期待できる。

DBO 方式では、民間ノウハウの導入による施設整備費及び運営費の削減効果を見込むことができ、民間事業者における利益の確保と公共における財政負担の削減を同時に実現することが可能となる。

## 2-2 定性的評価

本事業では、事業方式を DBO 方式とすることにより、主に次のような効果を期待することができる。

### 2-2-1 事業の効率化

設計・施工業務及び運営業務を一体化することにより、設計段階から施工や運営までを視野に入れた効果的な整備が期待できる。また、民間事業者の持つノウハウや創意工夫を活用することで事業の効率化が図られ、ごみ処理の安定性や効率性等の向上が期待される。

### 2-2-2 効率的な資源化方法の提案

焼却残渣の運搬を含む資源化業務を運営業務と一体化することにより、民間事業者から効率的な焼却残渣の資源化方法が提案されることに加え、本施設の運営期間における安定した焼却残渣の資源化先を確保することができる。また、焼却残渣の資源化は、市の最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図ることが可能となる。

### 2-2-3 事業の質と効率の両立

従来個別発注等による運営を、長期的かつ維持管理を含む包括的な委託による運営とすることにより、運営事業者は、複数年度にわたる業務改善効果を見込んで業務に取り組むことが可能となる。

また、DBO 方式においては、運営事業者独自のモニタリングの考え方、リスク管理体制に基づき、事業の適正な運営状況を自ら確認するセルフモニタリングへの取組が行われる。

包括的に業務を委託した上で適切なセルフモニタリングを行うとともに、市によるモニタリングを行うことで、事業の質と効率がより安定的に保たれることが期待される。

### 2-2-4 リスク管理の強化

事業に係るリスクを市と民間事業者の間で適切に分担することにより、豊富な実績に基づく民間事業者のリスク管理能力を生かすことが可能となる。これにより、事業の安定性が向上し、リスクの低減を図ることができる。

将来の市場環境の変化や環境施策の変更など、本事業において想定されるリスクについては、市と民間事業者が適切にリスクを分担し、契約条件に反映することで、本事業におけるリスク管理を強化することができる。

### 2-2-5 公共財政負担に係る変動の最小化と維持補修の適正化

DBO 事業では、運営費のうち固定的な費用については、事業期間で除した金額を毎年支払っていくことから、通常の単年度委託に比べて公共財政負担の変動を小さくすることができる。また、DBO 事業は、委託費の範囲の中で維持管理の計画・実施を民間事業者に委ねることから、これまでの単年度での予算確保及び事後補修ではなく、維持管理計画に基づいた適切な補修が行われることが期待できる。

## 2-3 DBO 方式における留意点

事業方式を DBO 方式とする場合、主に次のような点に留意し、事業を実施する必要がある。

### 2-3-1 適切なモニタリングの必要性

市は、民間事業者からの提案事項や、契約書、要求水準書において定める性能要件が遵守されるよう、民間事業者による業務の履行状況をモニタリングする必要がある。

上記については、設計・施工段階及び運営段階におけるモニタリング体制やモニタリング方法について、市が独自でモニタリング方法を検討するとともに、契約書では性能未達時の対応等について規定する。

### 2-3-2 運営事業者の経営悪化に対応する仕組み

DBO 方式では、株主企業が運営事業者の業務履行補助者として一部の業務を担う場合が多くなっている。そのため、運営事業者の株主企業の倒産や、実質的な経営破綻時には、運営事業者が契約に定められた業務を履行できず、一時的に、若しくは長期にわたって本事業の運営が停止するリスクがある。

上記については、一定以上の実績を有する事業者の参加を求めるとともに、事業者選定において、主要株主企業の財務の安定性や、事業計画の妥当性、運営事業者に対する株主企業の支援方策を確認する。また、契約書において、運営事業者の債務不履行による契約解除時の違約金や、市が選任する第三者への運営業務の引継ぎに関する協力義務を明記することにより、万一の場合においても、事業の安定性、継続性が担保される仕組みを取り入れる。

## 2-4 総合評価

本事業は、DBO 方式で実施することにより、事業期間を通じた公共財政負担の削減、民間事業者の運営ノウハウによるごみ処理の安定性や効率性等の向上を期待することができることから、VFM が得られると判断できる。

また、事業の効率化、効率的な資源化方法の提案、事業の質と効率の両立、リスク管理の強化及び財政負担の平準化と維持補修の適正化といった効果を期待することができる。

ただし、適切なモニタリングの必要性及び運営事業者の経営悪化に対応する仕組みといった点に留意し、事業を実施する必要がある。